別紙様式第二号（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第三号（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

法第272条の２第１項の登録申請書又は法第272条の７第１項の規定及び保険業法施行規則第211条の20第１項の規定による登録事項変更届出書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第四号（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

法第272条の２第１項の登録申請書又は法第272条の７第１項の規定及び保険業法施行規則第211条の20第１項の規定による登録事項変更届出書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第六号（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

法第272条の２第１項の登録申請書又は法第272条の７第１項の規定及び保険業法施行規則第211条の20第１項の規定による登録事項変更届出書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第七号（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式第２面記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

法第272条の２第１項の登録申請書又は法第272条の７第１項の規定及び保険業法施行規則第211条の20第１項の規定による登録事項変更届出書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第十号（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

法第272条の２第１項の登録申請書又は法第272条の７第１項の規定及び保険業法施行規則第211条の20第１項の規定による登録事項変更届出書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第十一号（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

法第272条の２第１項の登録申請書又は法第272条の７第１項の規定及び保険業法施行規則第211条の20第１項の規定による登録事項変更届出書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

（金融商品取引業者等営業保証金規則の一部改正）

第九条　金融商品取引業者等営業保証金規則（平成十九年内閣府令第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「本人が署名押印した」を削る。

別紙様式第一号中「印」を削り、同様式に次のように加える。

（記載上の注意）

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第二号中「印」を削り、同様式に次のように加える。

（記載上の注意）

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第四号中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第五号中「印」を削り、同様式記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第七号中「印」を削り、同様式記載上の注意一中「婚姻前の氏名」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。